

四日市市夏休み児童預かり事業業務委託 公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した参加者に限る。なお、見積合計金額が委託料(見積限度額)を超えている場合は、審査対象から除外する。

2 審査の実施

令和8年2月3日(火)に審査委員会を開催する。なお、詳細(会場、時間等)については、応募者個別に電子メールで連絡する。

- ・参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは15分、質疑応答は20分程度とする。
- ・出席人数は4名以内とし、配置予定の管理者及び主担当者は必ず出席すること。
- ・配置予定の管理者及び主担当者がヒアリングに出席しない場合は、参加を辞退したものとみなし、原則として失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席できない理由を記載した書面(任意様式A4版)を、2月2日(月)の午後4時までにこども未来課に提出すること。
- ・補足資料の配付及び使用は認めない。
- ・説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書類の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に参加者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。
- ・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。

3 審査方法

審査は、四日市市が設置する「四日市市夏休み児童預かり事業業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の各委員が参加者ごとに審査項目に対し評価点を付与し、各委員の評価点を合計する。合計点の最も高い参加者を「受託候補者」、その次に合計点の高い参加者を「次点候補者」として特定する。(同点の場合は審査委員会委員長が決定する。)

ただし、合計点が7割に満たない場合は、「受託候補者」として特定しない。

4 審査基準

評価基準により審査委員会が厳正な審査を行うものとする。審査の評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点満点とする。